

審議会からの答申に基づき 下水道使用料の適正化を進めます

2025 年 3 月 6 日に東浦町水道事業及び下水道事業審議会会長から下水道使用料の適正化について、答申がありました。

町は、2026 年 4 月 1 日からの下水道使用料を、答申された額にするため「東浦町下水道条例」の一部改正案を、令和 7 年第 3 回（9 月）東浦町議会定例会へ上程する予定です。

●東浦町水道事業及び下水道事業審議会からの答申内容

東浦町下水道事業は、地方公営企業として独立採算が原則にも関わらず、下水道使用料収入で汚水処理費用の約 60%しか賄えておらず、1997 年を最後に 20 年以上も下水道使用料の検討がされていませんでした。

残りの約 40%は一般会計から補てんされており、健全経営とは言えない状況であることから、経営戦略にあるとおり 2026 年度から下水道使用料の改定が必要であるとの答申がされました。

●下水道使用料の改正案（答申額）

（1か月あたり：税抜き）

区 分		現行使用料	改定案	改定率
基本使用料		750円	950円	127%
従量使用料 （1m ³ あたり）	1～10m ³	0円	10円	－
	11～20m ³	85円	115円	135%
	21～30m ³	95円	130円	137%
	31～50m ³	105円	145円	138%
	51～500m ³	120円	165円	138%
	501m ³ ～	150円	205円	137%

なお、今回の改定案では、現行使用料の経費回収率約 60%を 80%に引き上げることが目標となっており、最終的には 100%を目標に引き続き検討していく必要があります。

審議会の資料・会議録のホームページ▶



■問い合わせ

東浦町水道サービス課 ☎0562-83-3111(内線 254) 担当：岡戸